

令和6年度ベンチャー企業創業・事業化支援業務受託者公募に関する説明書

この要領は、令和6年度ベンチャー企業創業・事業化支援業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください。

公募型プロポーザルは、茨城県議会令和6年第一回定例会における、令和6年度茨城県一般会計予算の成立および国における令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金事業の交付決定を前提に実施いたします。

次に該当する場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しないことを了解の上応募願います。

- 1 令和6年度茨城県一般会計予算が成立しない場合
- 2 国において事業決定がなされなかった場合

なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結するものといたします。

1 募集する企画提案に係る業務の概要

(1) 業務名

令和6年度ベンチャー企業創業・事業化支援業務委託

(2) 事業目的

本事業は、本県の特徴（科学技術、農業等）を活かした新たなビジネスモデルを展開し、短期間のうちに急激な成長を目指すベンチャー企業の創出・育成に向けて、本県に集積する大学や研究機関等が持つ最先端の技術シーズの発掘、事業化プランの作成支援、ベンチャーキャピタルとのマッチングによる資金調達などの事業化に向けた支援を行うことで、ベンチャー企業が自律的に生み出されるベンチャーエコシステムを構築する。

2 委託する業務の内容

別添「令和6年度ベンチャー企業創業・事業化支援委託仕様書」のとおり。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託費上限額等

14,996,740円（消費税及び地方消費税10%含む）

5 応募資格

次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競

争入札参加資格があり、茨城県物品調達等指名競争入札参加者氏名基準及び入札心得（平成 9 年茨城県告示第 1141 号）を了知していること。ただし茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- (7) 申請事項等に疑義が生じた場合、県が実施する調査に協力すること。

6 応募書類

- (1) 企画提案提出書（第 1 号様式）
- (2) 応募資格等確認用書類
 - ア 資格要件に係る申立書（第 2 号様式）
 - イ 定款、寄付行為、規約又はこれらの類するもの
 - ウ 直近事業年度の事業報告書、決算書
- (3) 提出部数
 - 【持参、郵送（郵便書留）の場合】
 - 上記（1）を 7 部
 - 上記（2）を 1 部
 - 【メールの場合】
 - 上記（1）を 1 部
 - 上記（2）を 1 部

7 応募の手続き及び選定方法等

- (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先
 - 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課イノベーション創出G
 - 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
 - E-mail : shosei5@pref.ibaraki.lg.jp
 - 電話 : 029-301-3522
 - FAX : 029-301-3599
- (2) 応募手続き
 - ア 応募に関する質問
 - 本説明書の内容に関する質問等は、**令和 6 年 3 月 15 日（金）15 時まで**問合せ先へのメールにて受け付けます。なお、メール送信後は、電話により着信確認を行ってください。

(ただし、土曜日・日曜日は除く)

イ 応募書類の受付

令和6年3月19日(火)17:00を期限とします。期限までに持参、郵送(必着)、メールにより提出してください。なお、持参する場合は、平日午前9時から午後5時までに持参すること。

(3) 選考について

ア 選考方法

審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定します。

なお、企画提案にかかるプレゼンテーションを行う場合は、日時、場所、方法等について、別途通知します。

イ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

ウ 受託候補者決定後の手続き

受託候補者決定後、協議により事業内容を決定致します。

なお、協議がまとまらない場合は、次点の提案者と事業内容に係る協議を行うものとします。

8 その他留意事項

企画提案の審査は、提出された内容に基づき行いますが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限りません。また、委託金額については、採用決定後、見積書を徴し別途決定します。